

原 第 1 3 号
令和 7 年 5 月 7 日

中国電力株式会社

常務執行役員

島根原子力本部長 三 村 秀 行 様

松江市長 上 定 昭 仁

(原子力安全対策課)

島根原子力発電所 1 号機 第 6 回定期事業者検査の実施について

2025 年 4 月 11 日付け島原本広第 23 号をもって連絡のあった件について、周辺住民の安心・安全の確保及び島根原子力発電所に対する信頼の向上のため、下記事項に十分留意し、定期事業者検査に万全を期されるよう申し入れます。

記

- 1 定期事業者検査の実施に当たっては、確実に実施するとともに、自らの主体性により継続的に安全性を追求すること。
- 2 周辺住民の安心・安全及び作業従事者の安全確保を最優先とし、周辺環境への放射線管理を厳重に行うこと。
- 3 全ての点検・工事について、対象機器はもとより周辺機器等に不具合が生じないよう作業手順等の確認を徹底し、工程管理と品質管理を厳重に行うなど品質保証活動に万全を期すこと。また、不具合が判明した場合は、不適合管理を行い適切に処理すること。
- 4 他プラント等で発生したトラブル事象を含め新たな知見が認められた場合には、的確な水平展開を行う等、安全かつ着実な廃止措置の実施に努めること。
- 5 火災対策については、巡視体制の強化を図るとともに、火気、油、薬品等の取り扱い等には万全を期すこと。
- 6 異常を確認した場合は、適切な措置を講じるとともに、速やかにその内容を市へ報告すること。
- 7 周辺住民の安心の確保のため、定期事業者検査の状況については、住民にわかりやすく情報提供すること。